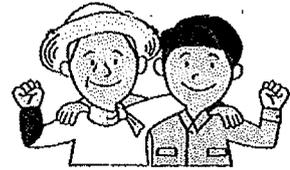
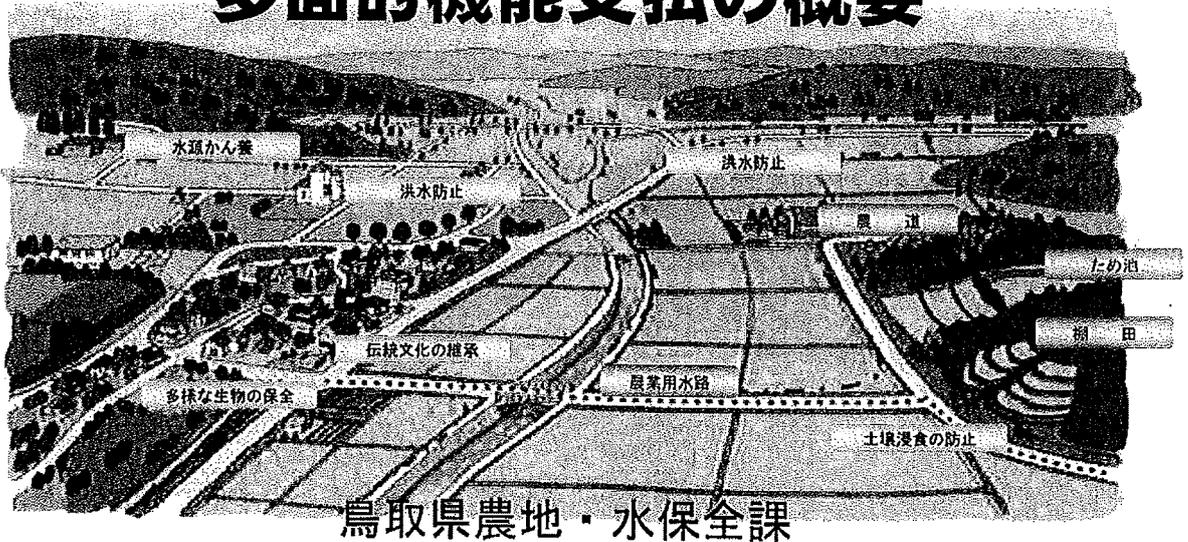


～ 地域の皆様へ ～

農地・農業用施設の保全活動を
地域共同で実施されている皆様に支援します



多面的機能支払の概要



多面的機能支払とは？

- 農業・農村は、食料を供給する役割だけではなく、その生産活動を通して、国土保全、水源かん養、景観形成をはじめとする多面的機能を発揮しています。
- 近年、農村地域における高齢化、人口の減少等が進展し、このままでは地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあります。
- また、地域共同活動に支障を来すようになり、水路・農道等を含む地域資源の維持管理に対する担い手への負担が増大しつつあります。

1. 水路・農道等の管理を地域ぐるみで支える
2. 金後も多面的機能を維持・発揮する
3. 担い手への農地集積を後押しする

交付金です！

多面的機能支払の制度概要

1. 農地維持支払
2. 資源向上支払
 - 地域資源の質的向上を図る共同活動
 - 施設の長寿命化のための活動

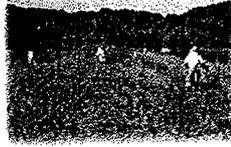
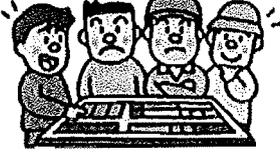
1. 農地維持支払の概要

対象者：農業者のみで構成される組織、又は、農業者と農業者以外の地域住民を含む組織（農地・水保全管理支払と同様の組織で取り組むことが可能）

活動：①農地や水路、道路等の地域資源の基礎的保全活動
②地域資源の適切な保全管理のための推進活動（毎年）及び地域資源保全管理構想（5年後の地域の農業のあり方を検討）の作成

地目	新規・継続
田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a

期間：原則5年間

毎年度実施			協定期間内に実施
活動計画の策定 	農地や畦畔の草刈り 	水路の泥上げ 	研修会への参加 
対象施設の点検 	農道の路面の維持 	ため池の草刈り 	地域資源保全管理構想 

2-1. 資源向上支払の概要

地域資源の質的向上を図る共同活動

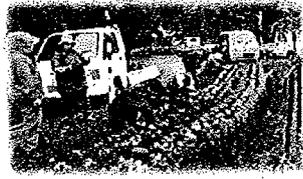
対象者：農業者と農業者以外の地域住民を含む組織

活動：①施設の軽微な補修
②農村環境保全活動
③多面的機能の増進を図る活動 . . . 選択可
※ ③の活動を実施しない場合は基本単価の5/6となります。

期間：原則5年間

地目	新規	継続(×75%)
田	2,400円/10a	1,800円/10a
畑	1,440円/10a	1,080円/10a
草地	240円/10a	180円/10a

継続地区とは、5年間活動を取り組んだ農地、または、施設の長寿命化に取り組む農地

①施設の軽微な補修	②農村環境保全活動	③多面的機能の増進を図る活動
施設の機能診断 	啓発・普及 	減災力の強化 — たんぼダム —  たんぼに一時的に水を貯めることで、河川等への排水の集中を回避
施設の軽微な補修（スポット的） 	植栽活動 	

+

②の活動を2つ以上でも可

2-2. 資源向上支払の概要 施設の長寿命化のための活動

対象者：農業者のみで構成される組織、又は、農業者と農業者以外の地域住民を含む組織（農地・水保全管理支払と同様の組織で取り組むことが可能）

活動：農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の共同活動
（注意）更新施設については財産譲渡について財産管理者との協議が必要です。

期間：原則5年間

地目	継続・新規
田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a

水路：素掘り水路からコンクリート水路 	農道：未舗装農道の舗装 	農地：鳥獣防止柵の補修 
---	--	---

POINT 農地に係る活動について

水路や農道等における施設の長寿命化のための活動を行ったうえで、農地の生産機能を維持するために必要となる施設（暗渠排水、給排水施設、進入路、鳥獣害対策施設）の補修・更新・新設を、集落の合意に基づき実施できます。

3. 事業の組み合わせケースについて

- 各組織の活動内容に応じて、各支払制度が選択可能です。
- 以下のケースを参考に組織内で話し合いを行って下さい。

参考：水田における場合

支払の名称		Case1	Case2	Case3	Case4	Case5	Case6	Case7
1. 農地維持支払		● 3,000	● 3,000	● 3,000	● 3,000	※	※	※
資源向上支払	2-1. 共同活動		○ 2,400		○ 1,800	○ 2,400		○ 1,800
	2-2. 長寿命化活動			● 4,400	● 4,400		● 4,400	● 4,400
合計単価(円/10a)		3,000	5,400	7,400	9,200	2,400	4,400	6,200

注意：「○」印については、継続地区や取組内容により単価が変更となります。

「●」印については、単価の変更は有りません。

「※」印については、農地維持支払交付金の交付を受けずに、（例えば、中山間地域等直接支払交付金の交付を受けて）農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う組織の場合。

継続地区：旧農地・水保全管理支払交付金を5年以上継続して取り組まれた農地は基本単価の75%となります。
 （上表においては既に考慮していますが、施設の長寿命化に取り組む農地も75%となります）

☆ 活動組織の設立から申請までの手続き

1. 活動組織の設立に必要な書類を作成

多面的機能支払の交付対象者は、活動組織または広域活動組織となります。
 活動組織を設立する場合は、以下の書類の作成が必要です。ひな形を利用すれば、簡単に書類を作成することができます。

- ① 活動組織の規約
- ② 活動計画書

2. 設立総会の開催

規約や活動計画書の案について、設立総会で諮ります。
 総会では、組織構成員の合意を得ることが必要です。

3. 市町村と協定を締結

多面的機能支払による活動は、市町村との約束（協定）に基づき実施します。
 市町村に書類を提出し協定を締結します。（事前に市町村に相談しながら書類を作成すると、手続きがスムーズになります。）

4. 鳥取県農地・水・環境保全協議会へ申請

協議会は、多面的機能支払の採択や交付事務を担う事務局のことで、協議会に活動計画書などの書類を提出し、事業の申請を行います。

☆ 交付金の流れ

